

### 事件報道から学ぶ (家畜盗及び不法残留事件)

本日 (10月30日) の読売新聞朝刊の記事です。

この事件に関しては、数日前から大々的に報道されていますが、今朝の記事は、新たに明らかになったことがコンパクトに纏めてあった。記事は、「コロナで失業 集団生活か」「関与疑いのベトナム人」の見出しで、「北関東で相次いだ家畜や果実の窃盗事件で、関与が疑われるベトナム人グループ (入管難民法違反容疑で逮捕) のメンバーは熊本、島根、岐阜、静岡など各地から集まっていたことが捜査関係者への取材でわかった。一部は、『新型コロナウイルスの感染拡大で仕事がなくなった』と供述しているという。不法残留などの疑いで群馬県警に逮捕されたのは20~30歳の男女13人で、大半は技能実習生だった。一部は日本に渡航する際、ブローカーに仲介料60万~100万円を支払い、この金を返すために不法滞在を続けていたという。県警は、コロナ禍で仕事がなくなったことなどで生活に困り、SNSを介して集団生活のグループが形成されたとみている。」というものである。

なお、別の報道では、13人が共同生活していた貸家から動物の肉塊や首のない鶏30羽が見つかったことから「と畜場法違反」でも捜査しているとのことである。

さて、不法残留とは、在留許可期間を超えて本邦に滞留するオーバーステイのことを言い、在留許可がそもそもない不法入国と合わせて不法滞在と称している。

即ち、自らが国籍を有する以外の国に在留許可がない状態で滞在していることである。

我が国の不法滞在者は、平成5年には約30万人いたといわれており、その後の不法滞在者の通報制度や報奨金制度、そして入管当局と警察との合同摘発等の政策と相まって年々減少し、平成26年には6万人弱になった。しかし、平成27年以降、順次増加傾向にあり、本年1月時点で8万人を超えているという。

いうまでもなく、不法滞在者増加の原因としては、東南アジア諸国からの新規入国者が増えていることにある。実は、我が国では数年前から、ベトナムを始めとする東南アジア諸国からの観光客誘致、ビジネス交流促進のために査証の緩和措置がなされてきている。

そのため、アジア諸国からの技能実習生や留学生の来日が急激に増えていた。

そして、今回の事件に至った背景として、技能実習生が来日後に別の仕事を求めて実習先から姿を消すケースが度々報道されてきており、そこには技能実習生を取り巻く労働環境の問題が根底にあったものと思われる。

ところで、本事件は、家畜盗としての捜査が展開され、その過程において群馬県下の貸家に男女10数名が集団生活していることが分かり、このうち男女13名が不法残留などの疑いで逮捕されたものであるが、本コーナーでは、留学生が注意しなければならない不法残留の問題に焦点を当て、不法残留を出さないための方策について考えることにする。

まず、留学生が不法残留にならないために取るべき措置としては、行政機関への届け出の手続きが基本である。

- ・ 住民登録手続き

住居地を定めてから 14 日以内に在留カードを持参して、居住地の市区町村窓口で行う。

- ・ 転出届

住居の引っ越しをした場合は、元の住居地の市区町村窓口で転出の届けを行い、転出証明書を入手し、やはり 14 日以内に在留カードを持参して新居住地の市区町村窓口で転入の手続きをする。

- ・ 在留期間更新等

在留期限を超えて引き続き国内に留まる場合、在留期間の更新申請を行う。

こうした手続きを留学生本人はもとより、学校関係者もしっかりと把握しておかなければならない。

在籍管理の要諦として、留学生の身近に何らかの異変があることに気づいた場合、放置することなく素早く対応し、事実関係を明らかにした上で必要な措置を施すことである。

そのためには、普段から留学生個人々の生活状況を掴んでおくことが必要であり、

- ・ 本人の住所、電話番号、母国における住所、電話番号
- ・ 軽費支弁者の住所、氏名、電話番号
- ・ 友人の住所、氏名、電話番号、特に親しくしている友人
- ・ パスポート番号、在留カード番号、国民健康被保険者証
- ・ アルバイト先、雇い主、アルバイトの内容、稼働時間、賃金

といった事柄が必須項目である。

また、留学生のアルバイトに関しても

- ・ どこで、誰のもとで、どんな仕事を、何時から何時までやっているか
- ・ 風俗営業など禁止されている職種のアルバイトをしていないか
- ・ 原則・週 28 時間以内という時間的制約を守っているか
- ・ 学校の授業に支障を及ぼす時間帯にアルバイトをしていないか

について把握しておく必要がある。

次に、留学生が学校に出てこなくなり本人との連絡も取れなくなってしまった場合、学校関係者としては、

- ・ 自宅を訪ねる。室内にいるのか、外出しているのか。洗濯物が出ていないか
- ・ 電気メーターは動いているか。隣の人は見かけていないか
- ・ 親しくしている友人に聞いてみる。何か変わったことはなかったか
- ・ アルバイト先に聞いてみる。出勤状況は。仕事ぶりは。給料の受け取りはどうか

といった点を調査し、まずは本人と連絡が取れる状態を作り出すことが肝要である。

こうした措置を施しつつ個々の留学生の在籍管理に当たり、留学生がみすみす不法残留の状態に追い込まれないよう守っていかなければならない。